

議案第14号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条の2、第16条関係）	別表（第2条の2、第16条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
略		
固定式活魚水槽	1 区画につき 1 月	67,381円
略		

備考

- 1 「卸売業務施設」とは、1号上屋から7号上屋まで、陸送上屋及びびかにかご上屋をいう。

2～8 略

区分	使用料	
	単位	金額
略		
固定式活魚水槽	1 区画につき 1 月	67,381円
シャワー	1 人 1 回につき	200円
略		

備考

- 1 「卸売業務施設」とは、1号上屋から5号上屋まで、7号上屋、活魚上屋及び外港荷場上屋をいう。

2～8 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。